

ふるさとおおごえ会会則

(目 的)

第1条 本会は、田村市大越町（以下「町」という。）を「ふるさと」とする、町出身者（大越町に関わりのある方々）相互の親睦及び情報交換を図ることにより、町の発展及び会員との相互交流に資することを目的とする。

(組 織)

第2条 本会は、会員をもって組織する。会員は、東京都及び東京都を中心とした関東地域に居住する町出身者と、その家族並びに町に関係のある法人等の希望する者で組織する。

2 本会の会員になろうとする者は、別紙1の入会申込書に必要事項を記入し、本会事務局又は役員に提出する。

3 本会を退会しようとする者は、ハガキ、ファックス等で、本会事務局又は役員に連絡する。なお、年度途中退会の場合、年会費の返還はしないものとする。

また、年会費の未納がある会員が退会する場合は、未納額を全て納入した場合に、その年度末をもって退会したものとする。

(名 称)

第3条 本会は、「ふるさとおおごえ会」と称する。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。また、連絡事務所を田村市大越行政局市民課に置く。

(事 業)

第5条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦。
- (2) 会員と町との情報交換。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計1名、幹事若干名、監査2名。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 幹事は会の運営に必要な総合的な調整及び副会長、会計を補佐する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (5) 監査は、本会の監査を行う。

(顧 問)

第8条 本会に顧問若干名を置くことができる。

(顧問の任務)

第9条 顧問は、会務について会長の相談に応える。

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、幹事、会計、監査は総会において選出する。

2 顧問は、会長の推薦により役員会において決定する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、後任を選出することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(1) 総会は毎年1回開催する。但し、大規模災害等不測の事態が発生した場合は、役員会の決定により中止することができる。

(2) 役員会が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

(3) 役員会は、必要に応じて開催することができる。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額4,000円、法人の場合は、10,000円とし、総会時に納入する。総会に出席できなかった会員は、総会の月の末日までに指定口座に振り込むものとする。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第15条 この会則は、総会の決定によらなければ改正できない。

附 則

この会則は、平成3年12月23日から施行する。

会則第11条の役員の任期については、設立総会で選任された役員に限って、平成5年8月31日までとする。

附 則

この会則は、平成6年8月6日から改正する。

附 則

この会則は、平成12年9月24日から施行する。

1. 第13条第2項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

2. 平成12年度の事業年度については、第14条の規定にかかわらず、平成12年9月1日から平成13年3月31日までの期間とする。

附 則

この会則は、平成17年4月10日から施行する。

第11条の役員の任期は、平成17年に限り、平成18年3月31日までの1年間とする。

附 則

この会則は、平成18年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月2日から施行する。